

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に準じ、議員の費用弁償の制度を見直すため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 議員が招集に応じて議会若しくは委員会又は協議の場に出席した場合の費用弁償の改正 費用弁償を行わないこととする。  (第8条関係)</p> <p>2 議員が公務のため旅行した場合（1の場合を除く）の費用弁償の額の改正 県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）の改正により、宿泊料、食卓料、着後手当が削除されたことに伴い、条例を一部準用していた議員の費用弁償条例を改正し、県職員が条例に基づき受ける旅費の額に相当する額を支給するものとする。  (第8条関係)</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>